

四日市市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例をここに公布する。

平成 29 年 12 月 25 日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第 19 号

四日市市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 23 条第 1 項の規定に基づき、スポーツに関する事務（学校における体育に関することを除く。）は、市長が管理し、及び執行することとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に条例及び条例に基づく規則（以下この項において「条例等」という。）の規定により四日市市教育委員会が行った許可等の処分その他の行為又はこの条例の施行の際現に条例等の規定により四日市市市教育委員会に対してされている許可等の申請その他の行為で、この条例に基づき市長が管理し、及び執行する事務に係るものは、この条例の施行後は、この条例の施行後の当該条例等の相当規定に基づいて、市長が行った許可等の処分その他の行為又は市長に対してされた許可等の申請その他の行為とみなす。

（四日市市スポーツ推進審議会条例の一部改正）

3 四日市市スポーツ推進審議会条例（昭和 38 年四日市市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（任務）</p> <p>第 2 条 審議会は、法に規定する事項及びその他スポーツに関する事項について<u>市長</u>の諮問に応じて調査審議し、又は意見を申し出ることができるものとする。</p>	<p>（任務）</p> <p>第 2 条 審議会は、法に規定する事項及びその他スポーツに関する事項について<u>教育委員会</u>の諮問に応じて調査審議し、又は意見を申し出ることができるものとする。</p>

<p>(任命)</p> <p>第4条 審議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから<u>市長</u>が任命する。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 審議会の庶務は、<u>スポーツ・国体推進部</u>において処理する。</p> <p>(委任)</p> <p>第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項については、<u>市長</u>が別に定める。</p>	<p>(任命)</p> <p>第4条 審議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから<u>教育委員会</u>が市長の<u>意見を聞いて</u>任命する。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 審議会の庶務は、<u>教育委員会事務局</u>において処理する。</p> <p>(委任)</p> <p>第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項については、<u>教育委員会</u>が別に定める。</p>
--	--

(四日市ドーム条例の一部改正)

4 四日市ドーム条例（平成9年四日市市条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定管理者の業務の範囲)</p> <p>第4条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、ドームの運営に関して<u>市長</u>が必要と認めた業務</p> <p>(利用料金)</p> <p>第6条 (略)</p>	<p>(指定管理者の業務の範囲)</p> <p>第4条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、ドームの運営に関して<u>四日市市教育委員会</u>（以下「委員会」という。）が必要と認めた業務</p> <p>(利用料金)</p> <p>第6条 (略)</p>

<p>2 前項に定める利用料金の額は、別表第1から別表第3までに定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ<u>市長</u>の承認を得て定める額とする。ただし、特定設備及び備品器具については、36,750円以内の範囲内で指定管理者があらかじめ<u>市長</u>の承認を得て定める額とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第14条 使用者は、施設等を損傷又は滅失したときは、<u>市長</u>の定めるところに従いこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>市長</u>が別に定める。</p>	<p>2 前項に定める利用料金の額は、別表第1から別表第3までに定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ<u>委員会</u>の承認を得て定める額とする。ただし、特定設備及び備品器具については、36,750円以内の範囲内で指定管理者があらかじめ<u>委員会</u>の承認を得て定める額とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第14条 使用者は、施設等を損傷又は滅失したときは、<u>委員会</u>の定めるところに従いこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>委員会</u>が別に定める。</p>
---	---

(四日市市桜運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

5 四日市市桜運動施設の設置及び管理に関する条例（平成25年四日市市条例第85号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用時間)</p> <p>第4条 桜運動施設の使用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、</p>	<p>(使用時間)</p> <p>第4条 桜運動施設の使用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、</p>

市長が桜運動施設の管理上必要があると認めるときは、使用時間を変更することができる。

(指定管理者の業務の範囲)

第5条 指定管理者が行う業務の範囲

は、次のとおりとする。

(1)から(3)まで

(4) 前3号に定めるもののほか、桜運動施設の運営に関して市長が必要と認めた業務

(使用の制限)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、桜運動施設の使用を許可しない。

(1)及び(2) (略)

(3) その他市長において適当でないと認めるとき。

(利用料金)

第8条 桜運動施設の使用について許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可と同時に利用料金を前納しなければならない。ただし、別に市長が定める基準に従い、指定管理者が特別の理由があると認めたときは、使用後に納付することができる。

2 前項に定める利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定め

四日市市教育委員会(以下「委員会」という。)が桜運動施設の管理上必要があると認めるときは、使用時間を変更することができる。

(指定管理者の業務の範囲)

第5条 指定管理者が行う業務の範囲

は、次のとおりとする。

(1)から(3)まで

(4) 前3号に定めるもののほか、桜運動施設の運営に関して委員会が必要と認めた業務

(使用の制限)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、桜運動施設の使用を許可しない。

(1)及び(2) (略)

(3) その他委員会において適当でないと認めるとき。

(利用料金)

第8条 桜運動施設の使用について許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可と同時に利用料金を前納しなければならない。ただし、別に委員会が定める基準に従い、指定管理者が特別の理由があると認めたときは、使用後に納付することができる。

2 前項に定める利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において指定管理者があらかじめ委員会の承認を得て定

る額とする。ただし、市内の小学校、中学校、幼稚園、保育所、認定こども園及び心身障害者団体が使用する場合は、当該額に100分の50を乗じて得た額を利用料金の額とする。

3 (略)

(利用料金の減免)

第9条 指定管理者は、別に市長が定める基準に従い、利用料金を減免することができる。

(使用許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

(1)及び(2) (略)

(3) その他市長において特に必要があると認めるとき。

(損害賠償の義務)

第15条 使用者は、桜運動施設の建物、設備器具又は備付物品（以下「施設等」という。）を損傷し、又は滅失したときは、市長の定めるところに従い、速やかに施設等を原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項

める額とする。ただし、市内の小学校、中学校、幼稚園、保育所、認定こども園及び心身障害者団体が使用する場合は、当該額に100分の50を乗じて得た額を利用料金の額とする。

3 (略)

(利用料金の減免)

第9条 指定管理者は、別に委員会が定める基準に従い、利用料金を減免することができる。

(使用許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

(1)及び(2) (略)

(3) その他委員会において特に必要があると認めるとき。

(損害賠償の義務)

第15条 使用者は、桜運動施設の建物、設備器具又は備付物品（以下「施設等」という。）を損傷し、又は滅失したときは、委員会の定めるところに従い、速やかに施設等を原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項

は、市長が別に定める。

は、委員会が別に定める。

(総務部総務課)